

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、
休日は、
がとまき、
日るとる
の翌日
当たりの)

目次

◇ 告 示
土地改良事業の認可
土地改良法による換地計画の適否の決定
土地区画整理組合の理事の氏名等の届出

告 示

鳥取県告示第二百七十四号

鳥取市長から申請のあつた鳥取市営土地改良(下味野地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年三月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十五号

昭和四十六年二月二十八日付けで西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から申請のあつた西伯郡西伯町大畠第三地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第二百七十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二十九条第一項の規定に基づき、次のとおり米子市旗ヶ崎土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

山口政淑	荒島章	石村正春	小西幸男	天満松吉	野波包男
米子市旗ヶ崎六五六	七五七	六六四ノ三	八三五	八二四	六六八